

令和5年10月から消費税のインボイス制度 (適格請求書等保存方式) が始まりました



○ 消費税とは

- 商品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- 消費税は消費者が負担しますが、納税は事業者が行います。
- 事業者は、売上に係る消費税額から、仕入に係る消費税額を差し引いて計算した額を納税します。(仕入に係る消費税額を差し引くことを「仕入税額控除」といいます。)

○ インボイス制度のポイント

- 令和5年10月から、事業者が仕入税額控除を行うためには、原則として、仕入先からインボイス(適格請求書)を発行してもらい、保存しておく必要があります。
- このインボイスは、税務署長の登録を受けたインボイス発行事業者(課税事業者)のみが発行できます。
(免税事業者は、登録を受けられないためインボイスの発行ができません。)

$$\text{納付する消費税額} = \text{売上に係る消費税額 (売上税額)} - \text{仕入に係る消費税額 (仕入税額)}$$



インボイスに基づいて
仕入税額控除

【従来の区分記載請求書】

請求書		
●●(株)御中		〇〇会社
〇年〇月分	請求金額	43,600円
〇月〇日	割増し	550円
〇月〇日	牛肉 ※	5,400円
⋮	合計	43,600円
	(10%対象)	22,000円
	(8%対象)	21,600円
※は軽減税率対象		



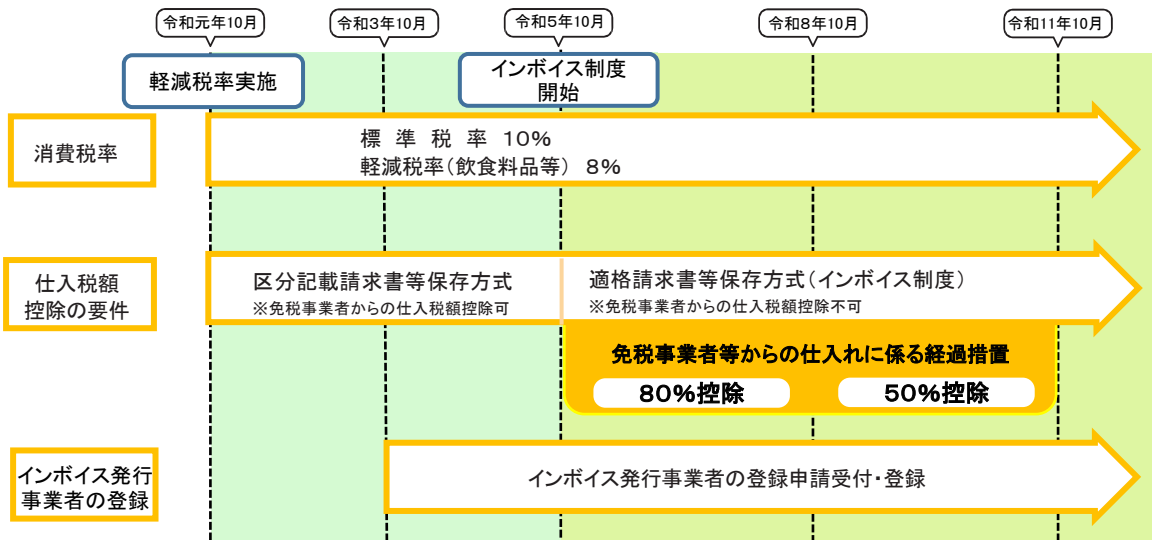
【インボイス】

請求書		
●●(株)御中		〇〇会社
	登録番号	(T1234...)
〇年〇月分	請求金額	43,600円
〇月〇日	割増し	550円
〇月〇日	牛肉 ※	5,400円
⋮	合計	43,600円
	10%対象	22,000円
	8%対象	21,600円
	内税	2,000円
	内税	1,600円
※は軽減税率対象		
消費税額等		

赤字が従来の区分記載請求書との変更点

○スケジュール

- ・ 免税事業者については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合、登録希望日（登録申請書の提出から15日を経過する日以後の日）からインボイス発行事業者となる経過措置が設けられています。
- ・ インボイス制度の開始後6年間（令和11年9月30日まで）は、従来の区分記載請求書等に基づき、免税事業者等からの仕入れであっても一定の割合で仕入税額控除ができる措置が設けられています（下図の免税事業者等からの仕入れに係る経過措置をご参照ください）。



○インボイス制度の特例（インボイスの保存を必要としない仕入税額控除の特例）

- ・ 漁業者等が卸売市場や漁協・漁連、農協などに委託して、小売業者等に販売する場合（漁協・漁連などの場合は、**無条件委託・共同計算方式**に限ります）は、当該小売業者等は、卸売市場や漁協・漁連などが発行する書類に基づいて仕入税額控除をすることができます。
- ・ 課税売上高が1億円以下である事業者は、制度開始後6年間は、1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除をすることができます。
- ・ その他バス、鉄道などの公共交通機関による運送や、自動販売機による商品の購入（いずれも3万円未満のものに限ります。）等についても、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で、仕入税額控除をすることができます。

○ インボイス制度への対応

漁業者・水産加工業等の事業者の皆様は、次のような対応や検討が必要になります。

仕入先

販売

事業者の皆様

販売

売り先

課税事業者

（基準期間における課税売上高が1千万円を超える事業者。消費税の納税義務があります。）

※ 免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、制度開始後3年間は、納税額を売上税額の2割に軽減する措置（2割特例）が設けられています。

〈売り先との関係〉

- ① インボイス発行事業者となるためには、税務署長の登録を受ける必要があります。
- ② インボイスとして売り先に発行する請求書等に、現行の区分記載請求書の記載事項に加えて、登録番号、適用税率（8%、10%）、消費税額等を記載する必要があります。
- ③ 売り先の求めに応じて、インボイスを発行する必要があります。

〈仕入先との関係〉

- ① 仕入先がインボイス発行事業者であるか確認する必要があります。
- ② 仕入税額控除を適用するためには、原則として、仕入先からインボイスを発行してもらい、保存しておく必要があります。
- ③ 仕入先が免税事業者の場合は、インボイスを発行してもらえないため、仕入税額控除ができなくなることによる影響を踏まえて、仕入先や売り先と価格面を含め適正な取引条件等を話し合っ
て決めておいてください。

※ 仕入先が免税事業者等のインボイス発行事業者でない場合であっても、制度開始後6年間は、一定割合の仕入税額控除ができる経過措置が設けられています。

※ 課税売上高が1億円以下である事業者は、制度開始後6年間は、1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる措置が設けられています。

簡易課税事業者

（基準期間における課税売上高が5千万円以下の事業者が選択できます。
売上税額から消費税の納税額を計算します。）

※ 免税事業者からインボイス発行事業者となる事業者が簡易課税制度を選択していたとしても、申告時に2割特例を選択することができます。

〈売り先との関係〉

上記①～③ 課税事業者と同じ

〈仕入先との関係〉

特段の対応の必要はありません。

※ 売上税額と「みなし仕入率」（【例】卸売業：90%、小売業、農林水産業（食用）：80%、農林水産業（非食用）、製造業：70%）によって消費税の納税額を計算するため、仕入先からインボイスを発行してもらう必要がありません。

（注）簡易課税制度を選択する場合には、事前に届出が必要です。

免税事業者

（基準期間における課税売上高が1千万円以下の事業者。消費税の納税義務が免除されます。）

〈売り先との関係〉

- ① インボイスを発行できません。
- ② 売り先が消費者、免税事業者、簡易課税事業者である場合、卸売市場や漁協・漁連、農協等（※）への委託販売を行う場合は、インボイスの発行を求められないため、これまでの取引と何ら変わりません。
（※）漁協・漁連などの場合は、**無条件委託かつ共同計算方式**に限ります。
- ③ 売り先が課税売上高1億円以下の事業者である場合、制度開始後6年間は、1万円未満の少額な取引について、インボイスの保存がなくても仕入税額控除ができる措置が設けられているため、これまでの取引と変わりません。
- ④ 売り先が簡易課税事業者を選択していない課税事業者である場合は、売り先が仕入税額控除をできなくなるため、売り先と価格面を含め適正な取引条件等を話し合っておいてください。なお、今後の経営発展を考えて、課税事業者（簡易課税事業者を含む）へ転換することも選択肢の一つとして考えられます。

〈仕入先との関係〉

特段の対応の必要はありません。

○インボイス制度に関するお問い合わせ



・農林水産省（水産庁）の相談窓口

インボイス制度に関する専用ダイヤル（水産業関係）
水産庁水産経営課 03-3502-8111（内線6594）
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く。）

水産庁サイト



・国税庁インボイス制度特設サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

インボイス
特設サイト



・インボイスコールセンター

専用ダイヤル 0120-205-553（無料）
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く。）

※ インボイス制度に関する一般的なご質問に対応しています。
個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。
（お電話の場合には、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。）